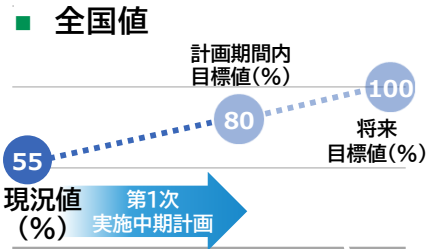


# 【29】道路施設の老朽化対策【国土交通省】

指標名: 国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁(約92,000橋(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率



国土交通省では、国民の皆様には社会資本の現状や課題等について知って頂き、その維持管理・更新について、国民の皆様からの支持・支援を得るために、情報の見える化を推進。  
 そのため、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」において、道路構造物(道路橋、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等)及び舗装、特定道路土工構造物の点検により判明した現状・対策状況について公表。

## ■ 指標の定義

((橋梁の修繕が完了した数) / (橋梁の定期点検により緊急又は早期に対策を講ずべきと判定された橋梁の数)) × 100

画面左のウィンドウにて、確認したい道路構造物の施設区分や措置状況等を選択し、「表示」をクリックすることで措置状況が確認可能。

画像では施設区分を「道路橋」として措置状況が「措置完了済」のものを表示。

見える化

健全性の診断区分		
区分	健全	定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典: 全国道路施設点検データベース～損傷マップ～  
<https://road-structures-map.mlit.go.jp/Index.aspx?ReturnUrl=%2f>



※「【29】道路施設の老朽化対策【国土交通省】」のほかの重要業績指標

- ・ 「地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべきトンネル(約1,700か所(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率」
  - ・ 「地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき道路附属物(うち大型附属物約2,100か所(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率」
- についても、全国道路施設点検データベースにて確認が可能である。

※マップ上は各道路施設の最新の点検・診断および措置状況等が表示可能。